

II . 各論

第1章

施策の現状と課題及び今後の取組

第1節 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

第2節 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり

第3節 保健・医療の充実

第4節 教育の振興

第5節 雇用・就労、経済的自立の推進

第6節 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり

第7節 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

第1節

共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

2 障がい者の権利擁護の推進

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 権利行使の支援
- (3) 障がい者虐待防止体制の整備
- (4) 合理的配慮の推進

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

現状と課題

障がい者が地域で安心して生活を送るためには、住まいの確保をはじめ様々な生活の場面において、先入観や偏見、誤解などにより不利益を被り孤立したり、困難な状況に陥ることがないようにすることが重要です。

平成28年4月に、国において「障がいを理由とする差別の禁止」や「社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の不提供の禁止」などを内容とする障害者差別解消法が施行され、県においても全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

さらには、令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

今後も、法や条例の趣旨にのっとり、障がいや障がい者に対する理解を深めるため、施策の充実や啓発活動に一層取り組む必要があります。

施策の方向

- ① 障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について、更なる普及・啓発に努めます。
- ② 障がいを理由とする差別の解消は、各行政分野にわたる横断的な課題であることから、関係機関との連携を図り、県として一体的な取組を推進します。
- ③ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害を救済するため、相談・紛争解決体制の充実を図ります。

主な取組

○県広報誌や新聞、県政テレビ・ラジオ番組、ホームページなど様々な広報媒体の活用や、県民や事業所などを対象とした研修等を通じて、差別の解消や合理的配慮の提供を普及・啓発

○大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターの相談体制の充実

2 障がい者の権利擁護の推進

現状と課題

障がい者の自立や社会参加を促進するためには、障がいや障がい者を取り巻く様々な問題から障がい者の権利を擁護する仕組みを充実させることが重要です。

これまで県では、企業や団体向け研修会等をはじめ、障がい者の人権及び権利擁護に関する各種研修の実施や、「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」への相談窓口設置、関係する相談支援機関等との連携に努めてきました。

また、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に基づき、障がい者の権利利益の擁護を図るために、大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターの設置等による通報体制の整備や研修会の開催などにより、虐待防止に向けた取組を進めてきました。

今後も、障がい者の権利擁護をより一層推進するため、労働局や市町村など関係機関と連携し、虐待防止の諸施策に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進など、権利行使の支援策を充実する必要があります。

施策の方向

(1) 権利擁護の推進

- ① 障がい者が生活の様々な場面で権利を侵害されることなく安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使を支援する関係機関、団体等とのネットワーク化を図ります。
- ② 利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう、福祉サービスに関する苦情解決制度の充実と周知に一層努めます。
- ③ 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の趣旨、目的等を県民や事業所等へ啓発する効果的な活動を行います。
- ④ 障がい者に対する差別、人権・財産侵害等の事案に県が主体的に関係機関と連携し、適切に対応します。

(2) 権利行使の支援

- ① 市町村、社会福祉協議会、相談支援事業所等関係機関と連携し、日常生活自立支援事業の促進や成年後見制度の利用促進に向けた普及啓発に努めます。
- ② 障がい者が安心して選挙権を行使できるよう、障がい特性に応じた選挙等の情報提供を行うとともに、障がい者の投票環境の向上に努めます。

(3) 障がい者虐待防止体制の整備

- ① 障害者虐待防止法等に関する広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法等の適切な運用を通じ、市町村をはじめとする関係機関の支援に取り組みます。
- ② 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に向けて取り組みます。
- ③ 労働局、県警、市町村との緊密な連携による虐待通報への適切な対応により、虐待を受けた障がい者の安全確保や自立支援などに取り組みます。
- ④ 家族等の養護者については、介護疲れなどの重い負担や知識不足などが虐待の要因となることもあるため、市町村と連携し相談及び助言などを通じた支援を図ります。

(4) 合理的配慮の推進

- ① 「合理的配慮の提供」が事業所にも義務化されることに伴い、障がいのある人から社会的障壁の除去を求める意思表明があった場合、必要な合理的配慮が行えるよう、行政・事業所・各種団体等に対する普及啓発に努めます。
- ② 意思疎通支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに対応するため、点訳・音訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成及び遠隔手話通訳サービスなどのＩＣＴ技術を活用した意思疎通支援に取り組みます。
- ③ 障がい者情報提供施設（聴覚障害者センター、点字図書館）による字幕入り動画の制作や点字・デイジー図書¹の貸出しなど障がい者のニーズに応じた情報提供の取組を支援します。

¹ Digital Accessible Information System の略で、活字を読むのが困難な人のためのデジタル図書

④ 内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわかりにくい人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるようヘルプマークを配布するとともに、その周知・啓発に取り組みます。

ヘルプマークとは

外見からは障がいのあることがわかりにくい内部障がい者や難病患者などが、街中や災害時の避難所等で携帯することで、周囲からの支援を受けやすくするためのマークです。



主な取組

(1) 権利擁護の推進

- 障害者差別解消支援地域協議会の開催
- 障がい福祉サービス事業者に対して、利用者からの苦情の適切な解決に努めることを求めるとともに、福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を図るための第三者評価制度の受審を促進
- 大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターでの差別、人権・財産侵害等に関する相談事案に対し、弁護士・医師・税理士等と連携して対応
- 精神医療審査会、精神科病院実地指導等により、人権確保を推進

(2) 権利行使の支援

- 市町村が行う成年後見制度の利用支援に関し、広域的な見地から助言
- 障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象とした研修会の開催
- 音声・点字などを活用した選挙公報などによる候補者情報の提供や、スロープ、コミュニケーションボード設置などの投票環境の整備

(3) 障がい者虐待防止体制の整備

- 大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターによる多様な連絡・通信手段を活用した通報・相談体制の整備
- 施設従事者及び市町村職員を対象とした県障がい者虐待防止研修会の開催
- 労働局、県警、市町村で構成する障がい者虐待防止対策連携会議の開催
- 家族等の支援方法の習得を含む相談支援従事者を対象とした研修の開催

(4) 合理的配慮の推進

- 県広報誌や新聞、県政テレビ・ラジオ番組、ホームページなど様々な広報媒体の活用や、県民や事業所などを対象とした研修等を通じて、差別の解消や合理的配慮の提供を普及・啓発（再掲）
- 点訳・音訳奉仕員の養成
- 手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣
- 失語症の意思疎通支援者の養成
- 遠隔手話通訳サービスの提供
- ヘルプマークの配付及び周知・啓発

障害者差別解消法が改正に
事業者にも合理的配慮の提供が
義務化されます

●我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。『障害者差別解消法』では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めるなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。

●令和6年4月1日に『改正障害者差別解消法』が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。※個人事業主やボランティア団体をするグループなども含みます。

合理的配慮の提供とは？
事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、真摯が貫すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出
建設的対話
合理的配慮の提供

● 知る
障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
● 調べる
障害者差別解消に関する事例データベース

障害者白書（毎年刊行）
内閣府 政策統括官（政策調整担当）付 障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 ☎ 03-5253-2111（代表）

第2節

身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり

1 相談支援体制の整備

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 総合的な相談支援体制の充実
- (3) 自立支援協議会の機能強化
- (4) 触法障がい者の地域移行の推進

2 在宅サービス等の充実

- (1) 在宅サービスの充実
- (2) 住まいの場の確保
- (3) 入所施設・病院から地域生活への移行促進

【成果目標と活動指標】

3 障がい児支援の充実

- (1) 障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援
- (2) よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援
- (3) 障がいのある子どもの家庭への支援

【成果目標と活動指標】

4 福祉介護人材の育成・確保

5 福祉用具等の活用促進

6 情報・コミュニケーションの支援

- (1) コミュニケーション支援
- (2) 情報の取得利用の推進

1 相談支援体制の整備

現状と課題

障がいのある人が基本的人権を有する個人として尊重され、自らの意思に基づき自立した生活を営むためには、その本人や家族が直面する様々な場面で、相談に応じ、適切な情報提供や助言を受けられる相談支援体制の整備が重要です。

そのためには、各地域において障がい者等を支える支援ネットワークの構築が不可欠であることから、大分県自立支援協議会では、関係機関との連携強化に向けて、各市町村が設置した自立支援協議会にアドバイザーを派遣するなど、その活性化を後押ししてきました。

今後も、障がい特性にきめ細かく対応できる相談支援体制の一層の充実を図るほか、障がい者の地域移行・地域定着を進めるための地域生活支援拠点等¹の機能充実や、「親なきあと²」を見据えた支援体制の構築などへの対応にも取り組む必要があります。

また、世帯や地域を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、こうした課題に対応する包括的な支援体制の構築が求められています。

施策の方向

(1) 意思決定支援の推進

- ① 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を支援します。

(2) 総合的な相談支援体制の充実

- ① 重層的支援体制整備事業をはじめとした取組により、市町村における包括的な支援体制の構築が推進されるよう、必要な支援を行います。
- ② 障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据え、地域生活支援拠点等の主な機能である相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の

¹ 障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

² 障がい者の保護者が亡くなったり保護者が高齢その他の理由で支援を続けられなくなったりとき、障がい者の生活が成り立たなくなるのではないかというのが「親なきあと問題」。多くの障がい者やその保護者にとって、非常に切実、かつ切迫した問題。

確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能が、市町村又は障がい福祉圏域で整備されるよう必要な支援を行います。

- ③ サービス等利用計画・障がい児支援利用計画が円滑に作成できるよう、相談支援専門員を養成するとともに、専門性の向上を図ります。
- ④ 地域における相談支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 発達障がい者支援センター¹に専門の相談員を配置し、発達障がいに関する正しい知識の普及啓発や、本人や家族等の相談・支援を行うとともに、児童発達支援センターやハローワーク等と連携して、発達障がいのある子ども等に対する支援の強化を図ります。
- ⑥ 発達障がいのある子どもを育てている保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。
- ⑦ 医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センター²が相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進します。また、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。
- ⑧ 回復途中の精神障がい者やその家族等に対する助言・相談を実施する体制づくりに取り組みます。
- ⑨ 高次脳機能障がいについて、適切な支援が提供される体制を整備します。
- ⑩ 難病に関する相談の増加に対応するため、難病相談・支援センターの機能強化を図ります。
- ⑪ 障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なきあと」への不安を解消するため、相談に対応できる体制を整備

¹ 発達障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に設置している。本人や家族、支援者への相談支援、発達支援、就労支援や、関係機関への普及啓発、研修事業を行う機関。

² 医療的ケア児とその家族の相談にワンストップで応じて、情報提供や支援を行うとともに、関係機関等への情報提供、研修及び連絡調整を行う機関。

します。

(3) 自立支援協議会の機能強化

- ① 大分県自立支援協議会の体制の充実を図るとともに、市町村自立支援協議会で明らかになった課題等を共有し、課題解決に向けた協議を行います。

(4) 触法障がい者の地域移行の推進

- ① 刑務所等出所の前段階から、出所後の福祉サービス利用につなげることで、触法障がい者の更生・社会復帰を支援し、再犯防止を図ります。

主な取組

(1) 意思決定支援の推進

- 相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修等を通じて、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解と活用を徹底

(2) 総合的な相談支援体制の充実

- 市町村の重層的支援体制整備事業への支援
- アドバイザー派遣による地域生活支援拠点等の機能強化の推進
- 相談支援従事者初任者研修及び現任研修の実施
- 市町村と連携し、基幹相談支援センターの設置を促進
- 大分県発達障がい者支援センター E C O A L (イコール) の充実
- 子どもの発達の悩みに関して、保護者や保育所、幼稚園、学校、事業所などから相談を受ける発達支援コンシェルジュを児童発達支援センターに配置
- 発達障がいに関する専門的知識を有する発達障がい者支援専門員（スーパーバイザー）¹の養成
- ペアレントメンター²の活用やペアレントプログラム³の実施
- 医療的ケア児支援センターの相談機能の充実及び医療的ケア児等コーディネーターや関係機関、各相談支援センターの連携強化

¹ 大分県が独自に養成している、発達障がい児やその家族などの相談・支援を行うことのできる専門知識と技能を有する人材。

² 発達障がい児を育てた経験のある親で、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対し、相談や助言を行う人。

³ 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。

- 精神障がい者ピアサポート¹の養成
- 高次脳機能障がい支援拠点機関²に、支援コーディネーターを配置するとともに、関係機関との地域支援ネットワークを構築する研修等を実施
- 難病相談支援員の配置による難病相談・支援センターの充実
- 市町村社会福祉協議会職員等を対象とした「親なきあと相談員」の養成及びスキルアップ研修等を実施
- 「親なきあと相談員」を活用した市町村による相談会の開催を促進

(3) 自立支援協議会の機能強化

- 市町村自立支援協議会での個別事例の検討等を通じて抽出された課題について、大分県自立支援協議会の場で解決策等を協議

(4) 触法障がい者の地域移行の推進

- 地域生活定着支援センターを中心とした司法・福祉関係機関との支援ネットワークの構築



【発達支援コンシェルジュの個別相談】



【ペアレントプログラム（研修会）】

¹ 自らの障がい等の経験を活かしながら、他の障がいの支援を行う人。

² 高次脳機能障がいを持つ本人や家族が安心して生活できるよう支援体制の充実を図ることを目的に設置。相談支援のほか行政や福祉機関等の職員の資質向上のための研修会の開催等を行う。

2 在宅サービス等の充実

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会実現の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送れるよう、必要なサービスを提供する基盤を整備することが必要です。

そのため、個別の支援ニーズに応じて利用する居宅介護（ホームヘルプ）などの訪問系サービス、生活介護、短期入所、就労継続支援などの通所系サービスや、共同生活援助（グループホーム）など、地域での住まいの場を確保する必要があります。

また、障がいの特性を正しく理解し、質の高いサービスを適切に提供することができる在宅福祉サービス従事者の育成及び資質向上を図ることが必要です。

施策の方向

（1） 在宅サービスの充実

- ① 障がい者が、身近な地域で安心して自立した生活を継続して送ることができるよう、個別の支援ニーズに応じた居宅介護等の訪問サービスや生活介護、短期入所、就労継続支援等の通所系サービス等の提供体制の整備を推進します。
- ② 障がいや介護といった枠組みにとらわれず、多様化する福祉ニーズに対応できるよう、共生型のサービス提供に努めます。また、市町村が地域生活支援事業で行う相談支援事業を活かし、重層的支援体制の整備を促進します。
- ③ 障がい者やその家族が必要なサービスを適切に選択することができるよう、ホームページや広報紙、冊子等を活用し、制度の周知を図るとともに、事業所情報の提供に努めます。
- ④ 障がいを正しく理解し、特性に応じた質の高いサービスを適切に提供することができるよう、在宅福祉サービス従事者の育成及び資質向上を図ります。
- ⑤ 認知症の方の支援のため、地域包括支援センターを中心に、医療、介護、予防、見守りなど、関係者の広域的な連携や地域ネットワークの構築を進めます。

(2) 住まいの場の確保

- ① グループホームなどの住まいの場の整備に、市町村と連携して取り組みます。
- ② 公営住宅の活用等により、グループホームの設置促進を図ります。
- ③ 障がい者の民間住宅への円滑な入居を促進するため、障がいの特性に配慮した賃貸住宅の情報等の提供を行うとともに、貸主等の障がい者に対する理解促進の取組など必要な方策を行います。また、居住支援法人の指定を促進し、支援体制の充実を図ります。

(3) 入所施設・病院から地域生活への移行促進

- ① 重層的支援体制整備事業を始めとした取組により、市町村における包括的な支援体制の構築が推進されるよう、必要な支援を行います。（再掲）
- ② 障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据え、地域生活支援拠点等の主な機能である相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能が、市町村又は障がい福祉圏域で整備されるよう必要な支援を行います。（再掲）

主な取組

(1) 在宅サービスの充実

- 社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した施設整備の推進
- 65歳を超えた障がい者が障害福祉サービスや介護保険サービスを組み合わせる等により必要な支援を受けることができるよう、障害福祉制度と介護保険制度の運用について市町村と連携
- 「障害福祉サービス等情報検索システム」¹による、事業所情報の公表
- 相談支援従事者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び強度行動障がい²支援者等の養成研修の実施

(2) 住まいの場の確保

¹ 独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（WAMNET）における、障害福祉サービス等に関する情報を検索することができるシステム。

² 自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

- 公営住宅のバリアフリー化の推進及び障がい者の優先入居やグループホームとしての活用を促進
- 県、福祉関係団体、不動産関係団体等で構成する大分県居住支援協議会¹において貸主等の障がい者に対する理解促進
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定による民間賃貸住宅への円滑な入居促進

(3) 入所施設・病院から地域生活への移行促進

- 各保健所圏域ごとにある地域移行支援協議会²等を活用し、県、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所等と連携して、包括的な支援体制を構築
- アドバイザー派遣による地域生活支援拠点等の機能強化の推進（再掲）



【精神障がい者の退院に向けた個別支援会議】



【地域移行・地域定着のための講演会】

¹ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

² 精神障がい者の地域移行・定着の現状・課題を整理し、精神障がい者が地域で安心して暮らせるための包括的な支援体制の構築を図るための各圏域における協議の場。

【成果目標と活動指標】

1 福祉施設からの地域生活移行

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
施設入所者数	人	1,871	R4	1,777	R8	R4 施設入所者数の 5 % 以上削減
地域生活移行者数	人	15	R4	38	R8	R4 施設入所者数の 6 % 以上移行(R6～8 113 人)

2 精神科病院からの地域生活移行

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
入院後 3か月時点の退院率	%	56.3	R1	60	R8	国が指針で示す退院率を R15 目標値に設定
入院後 6か月時点の退院率	%	74.3	R1	77.3	R8	国が指針で示す退院率を R15 目標値に設定
入院後 1年時点の退院率	%	83.4	R1	85.6	R8	国が指針で示す退院率を R15 目標値に設定
1年以上長期入院患者数(65歳以上)	人	2,355	R4	1,708	R8	国が提示する推計式を用いて設定
1年以上長期入院患者数(65歳未満)	人	851	R4	664	R8	国が提示する推計式を用いて設定
退院後 1年以内の地域平均生活日数	日	318.8	R4	325.3	R8	国が指針で示す平均生活日数を用いて設定

3 障がい児支援の充実

現状と課題

障がい児支援では、障がいのあるこども本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するという視点から、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられる体制づくりが求められています。

障がい児への適切な支援が途切れると発達に影響が生じるおそれがあることから、子どもの成長段階に応じて、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供することが重要です。

また、障がいのある子どもの家族は、障がいの受容や周囲の無理解に悩み、子どもの今後の発達等に不安を抱えていることから、孤立化を防ぐため、家族に寄り添った支援の充実が求められています。

さらに、地域の保育、教育等の場において、必要な支援が受けられ、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるような地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進する必要があります。

施策の方向

（1）障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援

- ① 乳幼児期から疾病や障がいに対する適切な治療や療育につなげられるよう、早期発見・早期支援に努めます。
- ② 保育所等において障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう体制を整備するとともに、小学校就学前後で支援が途切れないよう情報連携・支援体制の構築を促進します。
- ③ 就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行います。
- ④ 特別な支援を必要とする幼児・児童生徒について、個別の教育支援計画に基づく一人ひとりの障がいの状態等に応じた教育支援が行われるよう、また、学校等以外の時間帯でも必要な支援が行われるよう、児童発達支援センター等の障がい

児支援機関と各小中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーター¹や特別支援学校の巡回相談担当教員との連携を強化します。

- ⑤ 放課後児童クラブ²における障がい児の円滑な受け入れを支援します。
- ⑥ 特別支援学校を卒業する生徒について、障害者就業・生活支援センター及び大分障害者職業センターなどの就労支援機関と連携して就労支援に取り組むほか、就職後の定着支援を行います。
- ⑦ 在宅の障がい児が、身近な地域で療育、相談等が受けられるよう、障がい児施設等の有する療育機能を活用し支援を行います。
- ⑧ 障害児通所支援事業所の支援内容の平準化と質の向上を図ります。
- ⑨ 地域の課題解決のため、県及び市町村自立支援協議会における専門部会等の活動の充実を図ります。

(2) よりきめ細かな対応が必要なこどもへの支援

- ① 発達障がいについて、早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツール（M-CAT³等）の活用や5歳児健診等への専門医の派遣を行います。
- ② 発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。
- ③ 医療機関を含む関係機関の情報共有及び連携を進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。

¹ 全ての校種において、特別な支援が必要な幼児児童生徒への対応のため、医療機関や福祉機関と連携・協力をしたり、学校外の専門家による指導・助言を受けるなど、児童生徒のニーズに応じた教育を展開していくための推進役となる人。

² 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している6年生までの児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

³ Modified Checklist for Autism in Toddlers の略語。主に12か月～36か月の乳幼児を対象とし、自閉症スペクトラムの特徴を持つかを評価するために開発された検査法。

- ④ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、専門人材の育成やサービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉その他の各関連分野の相互連携体制を整備します。
- ⑤ 強度行動障がいのあるこどもは特別に配慮された支援が必要なことから、こどもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。
- ⑥ 養育者によっては、障がいのあるこどもに育てにくさを強く感じることがあり、虐待に至るおそれがあるため、関係機関と連携して虐待の未然防止に努めます。
また、虐待を受けた障がい児を発見した場合は、児童相談所や市町村と連携し、早期の支援を行います。
- ⑦ 新生児聴覚検査の体制の充実・強化を図り、聴覚障がいの早期発見・早期療育につなげます。

（3）障がいのあるこどもの家庭への支援

- ① 子育て満足度日本一を目指し、市町村と協力して子育て世帯への支援に取り組みます。
- ② 家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できる体制を整備します。
- ③ 親の会など家族団体は、同じ障がいのあるこどもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。
- ④ 在宅で医療的ケア児を介護する家族の就労等を支援します。

主な取組

（1）障がいのあるこどもの個々の状況に応じた発達支援

- 市町村における乳幼児健康診査の平準化及び充実
- 未就学児の児童発達支援等の利用に係る保護者負担を全額免除
- 保育所等の職員の専門性を高める保育コーディネーター養成研修等の実施、

「就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進

- 障がい児の支援に関する相談支援ファイル¹の周知、配布及び活用
- 放課後児童クラブ支援員に対して、障がい児への対応等に係る研修を実施
- 巡回療育支援等の地域療育等支援事業の実施
- 国の「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」等を踏まえた、事業所職員向け研修の実施

(2) よりきめ細かな対応が必要なこどもへの支援

- 市町村が実施する5歳児健診や発達相談会への専門医の派遣
- かかりつけ医を対象とした発達障がい対応力向上研修の実施
- 発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図るため、医療情報を収集・提供する医療コーディネーターの配置
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター（医療的ケア児等コーディネーター²）の養成とネットワーク化
- 強度行動障がい支援者養成研修の実施
- 市町村要保護児童対策地域協議会で実務者会議を毎月開催
- 難聴児の早期発見・早期療育の充実を図るため、新生児聴覚検査の体制の充実及び保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進

(3) 障がいのある子どもの家庭への支援

- 「おおいた子ども・子育て応援プラン」の進捗状況を毎年度点検・評価し、取組を充実
- 子どもの発達の悩みに関して、保護者や保育所、幼稚園、学校、事業所などから相談を受ける発達支援コンシェルジュを児童発達支援センターに配置（再掲）
- ペアレントメンターの活用やペアレントプログラムの実施（再掲）
- 発達障がいに関するパンフレットの配布や講演会等を通じた県民の理解促進
- 親の会など家族団体が実施する療育キャンプ等の開催支援
- 医療的ケア児支援センターで、家族からの相談にワンストップで対応
- 福祉・教育・労働等の分野で、医療的ケア児への適切な支援ができる人材を養成
- 保育所等における医療的ケア児受け入れのための看護師の配置等の体制整備
- 訪問看護サービスを活用した医療的ケア児の看護等を行う家族に対するレスパイトや就労等の支援

¹ 支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、家族をはじめ関係機関の職員等が共通理解することにより、子どもの成長段階に応じた継続的な支援に役立てるためのファイル。

² 医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援を総合調整する者。

【成果目標と活動指標】

1 発達障がい者支援専門員の養成数

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
児童に関する事業所等に所属する発達障がい者支援専門員の養成数	人	173	R4	245	R8	毎年度 18 人養成することを目標とする。 (R11までに 300 人養成)

2 ペアレントプログラムの受講者数

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
ペアレントプログラムの受講者数	人	280	R4	712	R8	毎年度 108 人養成することを目標とする。 (受講者 6 人 × 3 クール × 6 圏域)

3 医療的ケア児

項目	単位	実績値		目標値		考え方
		数値	年度	数値	年度	
センターの相談支援件数	件	55	R4	毎年度 70	R8	毎年度、70 件相談対応することを目標とする。

4 福祉介護人材の育成・確保

現状と課題

福祉介護人材は、職務内容や賃金水準等の理由から人材の確保と定着が厳しい状況にあることから、今後も、従事者の養成や資質の維持・向上のための研修を拡充し、必要な人材の育成・確保を図る必要があります。

令和4年度に「大分県障害者相談支援従事者人材育成ビジョン」を策定し、相談支援専門員の資質向上や相談支援体制の充実強化に取り組んでいます。

また、人材の確保・定着に向け、働きやすい職場環境の整備が必要です。

施策の方向

- ① 福祉介護職に対するイメージアップを図り、福祉介護人材の確保に努めます。
- ② 障がい福祉サービス事業所等における給与改善やキャリアパスの確立などの処遇改善を図り、職員の資質向上や職場定着を推進します。
- ③ 人材育成や職場環境の改善等に取り組む事業者を認証し、障がい福祉サービスに携わる人材を確保します。
- ④ サービス管理責任者や相談支援専門員等、業務に従事するために必要となる資格を取得するための研修を実施し、サービス提供に必要な人材を養成します。
- ⑤ 働きやすい職場環境の整備のため、職員の事務負担軽減が図られるロボット・ＩＣＴの導入を推進します。

主な取組

- 福祉職場への就職説明会等の地域別開催、福祉人材の無料職業紹介
- 介護福祉士修学資金貸付事業の実施、福祉介護処遇改善加算制度の周知と導入促進
- 障害福祉サービス事業者を認証する制度（ふくふく認証）の実施
- 介護ロボットによるノーリフティングケア¹、ＩＣＴによる介護現場のＤＸを推進

¹ 抱え上げない、持ち上げない看護や介護のこと。

5 福祉用具等の活用促進

現状と課題

補装具¹や日常生活用具などの福祉用具、身体障害者補助犬の利用については、家庭生活をはじめ、外出時の移動や就労、コミュニケーションの確保など、障がい者の自立と社会参加の促進を図る上で必要不可欠なものであり、また、家族等介助者の負担軽減を図るためにも重要なものです。

これまで、市町村や大分盲導犬協会等の関係機関と連携しながら、障がい者等のニーズに応じた福祉用具等の活用促進を図るとともに、大分県社会福祉介護研修センターで、最新の介護ロボットを含めた福祉機器などの展示・相談を行ってきました。

今後も、関係機関と連携を図りながら施策の充実を図るとともに、障がい特性に応じた新たなニーズ等に対する支援のあり方を検討する必要があります。

施策の方向

- ① 介助者や福祉用具貸与事業者等介護関係者へ、最新の福祉用具などに関する情報提供を行うなど、更なる普及啓発を図ります。
- ② 障がいの状況に応じて福祉用具が適正に活用されるよう、研修会を開催するなど、市町村等関係者の知識向上を図ります。
- ③ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成を支援するとともに、身体障害者補助犬に対する理解促進に努め、施設利用の円滑化を図ります。

主な取組

- 補装具給付費の一部負担
- 日常生活用具給付費の一部負担
- 公的助成の対象とならない軽度から中度の聴覚障がい児に対する補聴器の購入助成
- 身体障害者補助犬の育成費補助

¹ 障がい者等の身体機能を補完又は代替し、かつ長期間に渡り継続して使用されるもので、厚生労働省が定める基準に該当する機器のことと、義肢、装具、車いすなどがある。

6 情報・コミュニケーションの支援

現状と課題

発達障がい者や知的障がい者及び聴覚、視覚、音声機能など意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、適切な支援者の養成や派遣等を行い、意思疎通を支援する必要があります。

これまで、市町村や大分県聴覚障害者センター、大分県点字図書館、こころとからだの相談支援センター等関係機関と連携し、障がい者のニーズ等に応じた人材確保と資質向上に努めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進に取り組んできました。

今後も、関係機関と連携を図りながら施策の充実を図るとともに、障がい者等のニーズにきめ細かく対応できる情報提供の充実や、支援者の技術向上を支援する必要があります。

施策の方向

(1) コミュニケーション支援

- ① コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者、聴覚障がい者、失語症者に対する点訳奉仕員・音訳奉仕員、手話通訳者・要約筆記者、失語症者意思疎通支援者の養成に取り組むとともに、更なる研修受講者の掘り起こしを図ります。
- ② 盲ろう者通訳介助員を養成し、派遣体制の充実を推進します。
- ③ 障害者情報提供施設（聴覚障害者センター、点字図書館）による字幕入りビデオライブラリーの制作や点字印刷出版など、障がい者のニーズに応じた情報提供ができるよう支援します。
- ④ こころとからだの相談支援センター等でのコミュニケーション技術の修得に向けた支援や、障がい者を支援する市町村、事業所職員などへの普及啓発や研修会を通して、支援の充実を図ります。

(2) 情報の取得利用の推進

- ① 障がい者が必要なときに必要な情報を手に入れることができるよう、情報ア

セシビリティ¹を推進します。

- ② 重度の視覚障がい者や上肢の障がい者がパソコンを使用する際に必要となる特殊キーボード、マウス代替装置、画面音声化ソフトなどの日常生活用具の給付制度について、市町村と連携し、事業の普及啓発に努めます。
- ③ 障がい者施策等の行政情報の提供にあたっては、わかりやすい表現や漢字にふりがなをふったり、図やイラストを活用して視覚に訴えるなど、知的障がい者等に配慮したものとするように努めます。

主な取組

(1) コミュニケーション支援

- 点訳・音訳奉仕員の養成（再掲）
- 手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣（再掲）
- 遠隔手話通訳サービスの提供（再掲）
- 失語症者意思疎通支援者の養成（再掲）
- 盲ろう者通訳介助員の養成及び派遣（再掲）
- 字幕入りビデオライブラリーの制作

(2) 情報の取得利用の推進

- 視覚障がい者や聴覚障がい者を対象としたＩＣＴ機器体験会等を実施するサポートセンターの設置



【大分県盲人福祉センター】
(大分県点字図書館)



【大分県聴覚障害者センター】

¹ どの程度利用しやすいかという意味であり、情報の利用におけるバリアフリー化のこと。